

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>LGBTI (性的マイノリティ) の権利保障は、国際社会でも重要な課題の1つである。しかし、日本では法的対応が遅れており、社会的差別が存在する。本分科会では、現状調査と国際比較調査を通して、LGBTI の権利保障のあり方について審議する。審議結果はシンポジウム及び提言の形で公表することをめざす。さまざまな側面から課題を検討するためにも、法学分野以外からも、医学・心理学・教育学・社会学などの分野から広く会員・連携会員の参加をいただきたい。審議の課題はおもに以下の3点とするが、審議の進行にあわせて、さらなる課題もあわせて検討する場合がある。</p> <p>(1) 第23期に出した提言のフォローアップ</p> <p>(2) 教育現場における LGBTI の生徒・学生に対する対応についての現状調査・国際比較・対応指針案の検討・作成：教育現場では、LGBTI の子どもたちに対するいじめや偏見への対応に混乱が見られる。このような事態を改善するためにも実態を把握し、緊急に何らかの統一的指針が示される必要がある。</p> <p>(3) LGBTI に対する社会的差別の解消と権利保障に向けての法的課題の検討：LGBTI に対する蔑称の根絶、就職・集団所属における差別の撤廃に向けた課題の検討、ダイバーシティ推進の一環として LGBTI の権利保障をはかる企業等の事例検討、同性カップルの生活共同体の権利保障についてなど。</p>
4	審議事項	<p>1. 第23期に出した提言のフォローアップ</p> <p>2. 各種調査・ヒアリング</p> <p>3. 国際比較</p> <p>4. 政策提言の作成</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	備考	